

平成27年第6回（9月）議会定例会会議録

招集年月日	平成27年9月10日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成27年9月10日 午前10時04分		
閉議宣告日時	平成27年9月10日 午前10時24分		
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦
	総務課長 吉田 晃	税務課長 中田利明	住民課長 山下利彦
	保健センター館長兼福祉課長 大山 保	産業経済課長 吉岡友次	
	土木課長 川北征章	学校教育課長兼社会教育課長 山本忠浩	
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成27年第6回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

平成27年9月10日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第7号及び議案第36号乃至議案第44号迄 (一括上程)
(提案理由の説明、質疑、委員会付託)

第4 議案第45号 (議題)
(提案理由の説明、質疑・討論省略、採決)

会 議 に 付 し た 事 件

- | | |
|--------|--|
| 報告第 7号 | 平成27年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を
求めることについて |
| 議案第36号 | 平成27年度川北町一般会計補正予算 |
| 議案第37号 | 平成27年度川北町簡易水道事業等特別会計補正予算 |
| 議案第38号 | 平成27年度川北町介護保険事業特別会計補正予算 |
| 議案第39号 | 川北町税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第40号 | 川北町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 議案第41号 | 川北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 議案第42号 | 川北町ひとり親家庭等及び寡婦医療給与金支給条例の一部を改正する
条例について |
| 議案第43号 | 川北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第44号 | 川北町消防団条例の一部を改正する条例について |
| 議案第45号 | 川北町教育長任命につき同意を求めることについて |

《町民憲章唱和》

◇議長 山先 守夫

開会に先立ち町民憲章を唱和致します。

一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

《開会》

◇議長 山先 守夫

只今から、平成 27 年第 6 回川北町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 04 分)

《会期の決定》

◇議長 山先 守夫

日程第 1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 15 日までの 6 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 15 日までの 6 日間に決定致しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 山先 守夫

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

4 番 西田時雄君、5 番 田中秀夫君、6 番 苗代 実君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第 3 報告第 7 号及び議案第 36 号ないし議案第 44 号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日ここに、平成 27 年第 6 回、議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙の中、ご出席を戴き、誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ちまして、町の近況について、少しご報告を申し上げたいと思います。本年度の事業につきまして、まず、「川北小学校と橘小学校の空調機械復旧工事」につきましては、8 月中に主要な設備の設置をほぼ終え、既に使用しているほか、全ての学校の「非構造部材耐震化工事」も、今月末に完了致します。

また、総合整備事業によります朝日地区での、「農業集落排水施設整備工事」につきましては、先週、契約をしたばかりですが、百寿会館の屋根に太陽光パネルを設置する「再生可能エネルギー等導入工事」と共に、工期内での完了を目指しております。

更に、2 ケ年事業で整備を致します「防災行政無線システム整備」につきましては、本年度の事業は、主に親局等のシステムと非常用電源設備の整備ですが、いずれも計画通り進捗を致しております。

そのほか、「サンハイム川北の外壁改修工事」や、「町道舗装改修工事」などは、現在設計中で、補助金の交付事務を進めています、「サンアリーナ川北の改修工事」と共に、今月下旬に入札を執行する予定で、その他各種ソフト事業も含めまして、それぞれ計画どおり進捗を致しております。

次に、平成 26 年度一般会計、昨年度の決算について申し上げます。

先ず、歳入から歳出を差し引きました額は 167,588 千円で、平成 27 年度への繰越財源 7,286 千円を差し引いた実質収支は、160,302 千円と、黒字決算を結ぶ事が出来ております。

また、財政構造の弾力性を判断する為の指標となります、経常収支比率につきましては 78.3%、自主財源比率は 50.8%で、いずれも健全な値を示しております。

一般財源の規模に対する、公債費の割合を示します実質公債費比率は、これも昨年の 10.9%から、更に 1.1 ポイント改善致しまして 9.8%となり、公債費負担適正化計画の提出が必要な 18%とは、大きな差がご座居ます。

更に、一般会計、特別会計及び一部事務組合など、町が負担しなければならない、全ての公債費などを標準財政規模で割り返しました、所謂「将来負担比率」につきましては、東部地区児童館の建設など、大規模な新規事業の実施により、町債残高は増加しましたが、基金の増額により 3 年連続で 0%を下回りまして、実質では昨年同様の数字、△18.7%となっております。

このように町の財政状況は、引き続き健全な指数を維持していますので、どうぞ、ご安心を頂きたいと思います。

それでは、9 月定例会に提出を致しました議案について、その概要をご説明申し上げます。

先ず、報告第 7 号「一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについ

て」であります。

文化センターや百寿会館、役場庁舎など公共施設の井戸の水位低下により、現在、ふれあい健康センターの井戸から、仮設で給水管を連結し送水を致しております。

今後、業務に支障を来す恐れがありますので、イベント広場の一角にある井戸も、一体的に利用する工事を実施することとし、その費用 17,000 千円を 8 月 25 日に専決致しましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、報告するものであります。

議案第 36 号「一般会計補正予算」であります。今回の補正額は 47,500 千円で、予算の累計額は 4,198,000 千円となります。

内容について申し上げますと、総務費では、町税の納期前納付報奨金が不足致しますので、1,328 千円を追加致します。

民生費では、中島保育所と東部地区児童館の給水施設の改修費に、5,386 千円を補正し、衛生費では、簡易水道事業特別会計繰出金に、9,300 千円を追加致します。

土木費では、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」と、「住宅リフォーム助成事業補助金」について、当初計画した以上の申請が見込まれますので、1,500 千円と 2,000 千円を、それぞれ追加致します。

また、地下水位が低下しておりますので、消雪用井戸の調査及び井戸の洗浄等費用に、合わせて 18,415 千円を補正計上致します。

消防費では、石川県消防操法大会への出場助成金に 1,100 千円、教育費では、中学校の県体や北信越大会に出場した費用 1,090 千円のほか、「いしかわ道徳教育推進事業費」に 200 千円、川北小学校の「学びの組織的実践推進事業費」に 200 千円、そして、全小・中学校で取り組みます「エネルギー教育推進事業費」に、合わせて 808 千円を補正致します。

また、中島小学校と川北小学校の給水設備改修や、井戸の洗浄等に、6,173 千円を補正致します。

これら歳出に対する財源としましては、県支出金と繰越金などを充当致しております。

次に、議案第 37 号「簡易水道事業等 特別会計」の補正予算は、中島地区簡易水道施設に仮設置した、ろ過装置の追加使用料など 2,300 千円を補正致します。

財源につきましては、繰入金を充当致します。

次に、議案第 38 号「介護保険事業 特別会計」の補正予算であります。介護対象者に対する「日常生活総合事業」を実施するための、システム改修委託料 1,836 千円のほか、平成 26 年度前年度会計の精算に伴い、負担金や交付金など、合わせて 4,624 千円を返還する補正で、財源につきましては、国庫支出金、繰越金を充当致しております。

次に、議案第 39 号「税条例の一部を改正する条例について」であります。

地方税法の改正に伴い、たばこ税に係る特例税率を、段階的に廃止する改正と、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、所謂、「番

号法」の改正に伴い、規定の整備を行うものであります。たばこ税については、平成 28 年 4 月 1 日から、番号法関係は、平成 28 年 1 月 1 日から施行致します。

次に、議案第 40 号「手数料条例の一部を改正する条例について」であります。

番号制度の実施に伴う通知カード・個人番号カードにつきましては、無料で交付されますが、大切なカードを、各個人にしっかりと管理して戴く為、再交付手数料につきましては、印鑑カードと共に、有料とするものであります。

併せて、印鑑証明や住民票等の交付手数料などにつきましても、近隣市町の料金設定額を参考に見直す改正で、平成 28 年 1 月 1 日から施行致します。

次に、議案第 41 号「個人情報保護条例の一部を改正する条例について」も、「番号法」の施行に伴う改正で、個人番号、所謂マイナンバーの取り扱いの適正を確保する為、必要となる利用に関する規定などを加える改正であります。

次に、議案第 42 号「ひとり親家庭等及び寡婦医療給与金支給条例の一部を改正する条例について」であります。

事業の対象となる児童の年齢につきましては、現在、「19 歳に満たない児童」としてありますが、「満 18 歳に達する日以後の、最初の 3 月 31 日までの間の児童」に改めるものであります。

なお、改正後の支給対象の診療は、平成 27 年 10 月 1 日以後に係るものから適用致します。

次に、議案第 43 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」が改正され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した方の、死亡当時における兄弟姉妹が加えられる改正であります。

なお、本規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る、災害弔慰金の支給について適用を致します。

次に、議案第 44 号「消防団条例の一部を改正する条例について」であります。

川北町消防団の設置につきましては、現在、町消防団規則に定めておりますが、「消防組織法」に基づき、条例で定めることとし、併せて、団員に対する費用弁償、公務災害補償、退職報奨金などの規定を加える改正であります。

以上が、9 月議会定例会に提案致しました、議案の大要であります。

何卒、慎重にご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明と致します。

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 山先 守夫

これから、只今、上程されております報告第7号及び議案第36号ないし議案第44号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております報告第7号及び議案第36号ないし議案第44号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、報告第7号及び議案第36号ないし議案第44号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◇議長山先 守夫

日程第4 議案第45号を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、人事案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号「川北町教育長の任命につき同意を求めることについて」であります。

本年4月から施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づく経過措置により、室谷教育長は、委員としての任期が満了する、この9月30日まで、引き続き務めております。

室谷教育長は、現在2期目ですが、前任者の残任期間を合わせ、4年3カ月しか務めておりません。

今回、新制度における教育長として新たに任命したく、「同法第4条」の規定により、提案するものであります。

なお、新制度による教育長の任期は、3年であります。

議員各位のご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

《質疑・討論省略》

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

只今、議案となっています議案第45号については、人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し直ちに採決を致したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

《採決》

◇議長 山先 守夫

これから、議案第 45 号「川北町教育長任命につき同意を求めることについて」を採決致します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい、起立全員であります。

議案第 45 号「川北町教育長任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

《閉議》

◇議長 山先 守夫

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、明 9 月 11 日から 9 月 14 日までを休会とし、9 月 15 日午前 10 時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前 10 時 24 分)